

議案第61号 交野市立小中学校空調更新等事業事業者選定審査委員会条例の制定について

1. 条例制定の目的

交野市立小中学校の空調設備については、学校に一斉設置した平成22年、23年から設備の耐用年数である13年を超えている。また、一部の特別教室には未設置のままであった。そのため、「交野市学校施設20カ年改修計画」に基づき、小学校8校、中学校3校、約420室の既存空調設備の更新と新設を行い、整備後の維持管理を行う事業者を選定するにあたり、事業者の選定及び事業手法に係る審査基準並びに提案内容等について審議を行う場として審査委員会を設置したいため条例を制定する。

2. 条例の主な内容

主な内容	
第3条(所管事務)	◆委員会は、次の事項について調査し、及び審議を行うものとする。 ・事業手法及び事業者の選定に係る審査基準に関すること。 ・事業者の選定に係る提案内容等の評価に関すること。 ・前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し委員会が必要と認めること。
第4条(組織)	◆委員会は、7人以内の委員で組織し、委員については、次の者から市長が委嘱するものとする。 ・学識経験者 ・本市職員 ・その他市長が必要と認める者

3. 施行日 公布の日

別記様式第 3 号（第 8 条関係）

【議会基本条例第 10 条第 1 項関係】

政策等情報の説明資料

令和 8 年 1 0 月定例会

議案の 件 名	議案第 6 1 号 交野市立小中学校空調更新等事業事業者選定審査委員会 条例の制定について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定に基づき、交野市立小中学校空調更新等事業事業者選定 審査委員会を設置する。		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
交野市立小中学校の空調設備については、学校に一斉設置した平成 22 年、23 年から設備の耐 用年数である 13 年を超えている。また、一部の特別教室には未設置のままであった。そのた め、「交野市学校施設 20 カ年改修計画」に基づき、小学校 8 校、中学校 3 校、約 420 室の既存 空調設備の更新と新設を行い、整備後の維持管理を行う事業者を選定するにあたり、事業者の 選定及び事業手法に係る審査基準及び提案内容等について審議を行う場として審査委員会を 設置したいため条例を制定するもの。		設計・施工のみならず、維持管理やランニングコストまでを含めた事業提案を受けて審議することで、総 事業費を抑え、また、文部科学省の学校施設環境改善交付金を効率よく活用し、財政負担を抑える。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
企画財政部と教育委員会まなび舎整備課での協議の結果、事業者選定においてプロポーザル方 式を採用することを決定する。優れた企画内容や業務遂行能力、豊富な経験等を持つ事業者を 選定するにあたり、事業者の選定及び事業手法に係る審査基準及び提案内容等について、審議 を行う場として、審査委員会を設置したいため条例制定に至ったもの。		まちづくりの目標	目 標	1	みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶまち		
		政策分野または経営方針	分野・方針	4.	教育環境		
		施策	施 策	1.	学校施設の整備		
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉		計画名称	交野市学校施設 20 カ年改修計画				
		策定年度	令和 6 年 4 月				
		計画期間	20 年				
有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		〈政策等の実施時期〉					
		担当部局		担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
		教育総務部		まなび舎整備課	有 ・ 無 参考資料		